

# 第41回全国豊かな海づくり大会兵庫県実行委員会 会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この会は、第41回全国豊かな海づくり大会兵庫県実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 実行委員会は、第41回全国豊かな海づくり大会（以下「大会」という。）を開催するため、必要な事業を行うことを目的とする。

### (事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会の開催に必要な企画及び運営に関すること。
- (2) 関係機関及び団体との連絡調整等に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

## 第2章 組織

### (構成)

第4条 実行委員会は、会長、副会長、委員、監事、顧問及び参与（以下「委員等」という。）で構成する。

- 2 会長は、兵庫県知事をもって充てる。
- 3 副会長は、兵庫県副知事、兵庫県漁業協同組合連合会代表理事長及び開催地市町長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 監事は、兵庫県会計管理者をもって充てる。
- 6 顧問は、兵庫県議会議長、兵庫県議会農政環境常任委員会委員長及び開催地市町議会の議長をもって充てる。
- 7 参与は、報道機関とし、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (委員等の職務)

第5条 会長は、実行委員会の会務を総理し、実行委員会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき及び会長が特定の行為につき委任したときは、会長のあらかじめ定める順序により、その職務を代理する。
- 3 委員は、この会則に従い議事の審議をする。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。
- 5 顧問は、大会の運営方針に関し助言する。
- 6 参与は、大会の具体的運営方法に関し助言する。

### (委員等の任期)

第6条 委員等の任期は第18条の規定により実行委員会が解散する日までとする。

- 2 会長は、特別の事由があるときは、委員等を解任することができる。

#### (委員等の報酬及び旅費)

**第7条** 委員等への報酬は支給しないものとする。ただし、会長が必要と認めた場合には支給することができる。

2 委員等へ支給する旅費は、兵庫県職員の例に準じて支給する。

### 第3章 会議

#### (総会)

**第8条** 実行委員会の会議（以下「総会」という。）は、会長、副会長及び委員（以下「実行委員」という。）並びに、監事、顧問及び参与をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (2) 大会の企画及び運営に関する基本事項に関すること。
- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他大会の開催に関する重要な事項に関すること。

5 総会は、実行委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

6 実行委員は、事故その他のやむを得ない理由により総会に出席できないときは、代理人又は書面をもって議決権を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

7 総会の議事は、出席した実行委員（代理人及び書面を含む。）の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 会長は、必要があると認めるときは、事前に送付した議案に対し書面をもって表決し、総会の議決に代えることができる。

9 会長は、必要があると認めるときは、総会に委員等以外の者の出席を求めることができる。

#### (会長の専決処分)

**第9条** 会長は緊急を要するため総会を招集する時間的余裕がないと認めるときは、前条第4項各号に掲げる事項を専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の総会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

### 第4章 幹事会

#### (幹事会)

**第10条** 実行委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事（以下「幹事等」という。）をもって構成する。

3 幹事長は、兵庫県農政環境部長をもって充てる。

4 副幹事長は、兵庫県漁業協同組合連合会専務理事及び開催地市町の担当局部長をもって充てる。

5 幹事は、会長が別に指名する者をもって充てる。

6 第6条及び第7条の規定は、幹事会において準用する。この場合において、「委

員等」とあるのは「幹事等」と読み替えるものとする。

#### (幹事長及び副幹事長の職務)

**第 11 条** 幹事長は、幹事会の会務を総理し、幹事会を代表する。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、幹事長のあらかじめ定める順序により、その職務を代理する。

#### (幹事会の会議)

**第 12 条** 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 幹事会の会議は、次の事項を審議する。

(1) 実行委員会に付議すべき事項に関すること。

(2) その他大会の開催に関し、会長が必要と認める事項に関すること。

3 第 8 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の規定は、幹事会の会議において準用するものとする。この場合において、「実行委員」とあるのは「幹事等」と読み替えるものとする。

4 前 3 項に定めるもののほか、幹事会の会議の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

#### (専門部会)

**第 13 条** 幹事会には、専門的な観点から審議を行うため、次に掲げる専門部会を置く。

(1) 総務・広報部会

(2) 式典・放流行事部会

(3) 宿泊・輸送・警備部会

2 専門部会は、幹事等の中から幹事長が指名した者をもって構成し、幹事長が必要に応じて招集する。

3 専門部会の部会長は、前項の規定により指名された者において互選する。

4 専門部会の部会長は、専門部会で決議した事項を幹事会に報告し、承認を得なければならない。ただし、幹事長が幹事会を招集する時間的余裕がないと認めるときは、幹事長の承認を得ることにより、幹事会の決議とすることができる。

5 専門部会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

### 第 5 章 事務局

#### (事務局)

**第 14 条** 実行委員会の事務を処理するため、事務局を兵庫県農政環境部内に置く。

2 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

### 第 6 章 経費及び会計

#### (経費)

**第 15 条** 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

#### (監査)

**第 16 条** 監事は、実行委員会の決算について監査し総会に報告しなければならない。

(会計)

- 第17条** 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。  
2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

**第7章 解 散**

(解散)

- 第18条** 実行委員会は、第2条の目的が達成され事業報告を行った後に解散する。  
2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、兵庫県に帰属するものとする。

**第8章 補 則**

(補則)

- 第19条** この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

**附 則**

- 1 この会則は、令和元年9月10日から施行する。
- 2 実行委員会設立当初の会計年度は、第17条第1項の規定にかかわらず、実行委員会設立の日から令和2年3月31日までとする。